

一般社団法人日本ろう者スキー協会アルペンスノーボードチーム会則

総 則

第一条（名称）

本チームの名称を一般社団法人日本ろう者スキー協会アルペンスノーボードチームとする。

第二条（主たる事務所）

本チームの主たる事務所を北海道富良野市新光町1番地98に置く。

第三条（目的）

本チームは、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、上部団体という）の加盟チームとして、日本パラリンピック協会（以下、JPC という）の競技力向上事業（選手強化事業、体制整備事業）を通して冬季デフリンピックでメダル獲得・上位入賞できるチーム作りを目指すことを目的とする。

第四条（構成員）

本チームの会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 本チームの目的に賛同した指定強化選手並びに強化スタッフであること。なお、聴覚障がい者は（一財）全日本ろうあ連盟の法人会員でなければならない。
- (2) 賛助会員 本チームの目的に賛同して入会した正会員以外の会員

第五条（指定強化選手）

「指定強化選手選出規定」により上部団体が指定した強化指定選手とする。

第六条（指定強化選手の義務）

指定強化選手は、指定強化選手としての自覚と誇りを持ち上部団体が定める「倫理規定」、「強化指定選手等行動規範」、「フェアプレイ宣言」等の規定を順守し、競技力向上事業に積極的に参加して自己の技術研鑽に務めるとともに、トップアスリートとしての品位を保持しなければいけない。

第七条（強化スタッフの選任及び職務）

「強化スタッフ規定」により上部団体が任命する強化スタッフとし、その職務は「協会事務分掌規程」による。

第八条（強化スタッフの義務）

強化スタッフは、上部団体が定める「倫理規定」、「強化指定選手等行動規範」、「フェアプレイ宣言」等の規定を順守し、競技力向上事業を立案、実施することで、技術面、体力面そしてメンタル面から指定強化選手を支えるとともに、冬季デフリンピックでメダル獲得・上位入賞できるチーム作りに務めなければいけない。

第九条（活動）

本チームは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 指定強化選手のスキー技術向上に関すること
- (2) 競技力向上事業の企画と国内外競技会へのチーム派遣に関すること
- (3) 指定強化選手のサポートに関すること

- (4) スノーボードの普及発展に関すること
- (5) その他、本チームの目的を達成するために必要なこと

第十条（禁止行為）

本チームの正会員及び賛助会員は、次の行為をした場合、上部団体が定める諸規定に従い、懲戒処分の対象とする。

1. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
(無理強いをしない、強制しない)
2. けんか、口論、泥酔など他人に迷惑を及ぼすこと。(仲良くする)
3. 相手の望まない言動により他人に不利益や不快感を与えること。(思いやる)
4. 許可なくみだりにチームを離れ、もしくは活動に関係ない行動をすること。(協同性を図る)
5. 公私混同的な行動をすること。(けじめをきちんとする)
6. チーム内の秩序を乱すこと。(約束を守る)
7. チーム在籍中はもちろんチーム退会後においても知り得た秘密を他人に漏らすこと。
(秘密を守る)

第十一条（懲戒処分）

本チームの正会員及び賛助会員は、上部団体が定める諸規定に従い、禁止行為の情状により次の処分にしたがって行う。

1. 口頭注意（戒告）
2. 始末書提出（けん責）
3. 活動停止
4. 除名

第十二条（その他）

この会則に定めがない場合は上部団体の定款、諸規定に従う。

第十三条（会則の改廃）

この会則の改廃は、強化会議で起案し、上部団体の理事会の承認を得て行う。

第十四条（細則）

この会則の施行について必要な細則は、強化会議で起案し、上部団体の理事会の承認を得て行う。

(附 則)

2012年11月10日	制定
2017年5月18日	上部団体理事会において改訂
2019年8月13日	上部団体理事会において改訂

細 則

第一条（アスリート委員会）

アスリート委員会は、毎年1回の開催を基本とし、4月下旬から6月上旬の間に開催する。
また、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

第二条（代議員の選出・任期）

上部団体の代議員会に出席する代議員は、アスリート委員会において正会員の中から選任し、その任期は2年間とする。ただし、選任方法は上部団体の定める定款によるものとし、再任については可とする。

第三条（処分）

「倫理規定」に違反したものは、上部団体の定める「処分規定」に従って処分を受けなければならない。

第四条（強化会議）

強化会議は、毎月1回の開催を基本とし、4月から翌年3月の間に開催する。
強化会議は、競技力向上事業の企画、実施状況報告、その他チーム運営に必要なことを行う。

第五条（入会及び任意退会）

1. 本チームへの入会は、チームの目的に賛同し、所定の会員登録申込書をチーム代表に提出することとする。
2. 本チームからの任意退会は、退会届等にて退会の意志をチーム代表に通知することとする。

第六条（年会費）

本チームの年会費は、9,000円とする。

第七条（日本ろう者スキー協会登録料）

上部団体の登録料は、「入会金及び会費規定」で定める年会費とする。

第八条（会員更新手続き）

当該年度の年会費と、所定の会員登録申込書を8月31日までにチーム代表に提出することで、会員更新手続きが完了する。期限までに提出しない場合は、自然退会とする。

第九条（会計及び会計年度）

本チームの会計については、収入を次の通りとし、これをもってチーム運営を行い、その収支については、アスリート委員会において会員に報告する。

会計年度については、4月1日から翌年3月31日までとする。

1. 年会費
2. 強化合宿参加費
3. 寄付金
4. その他

第十条（休会、解散）

本チームはアスリート委員会の決議により休会もしくは解散することができる。

第十一条（残余財産の帰属）

本チームの休会もしくは解散（合併または破産による解散を除く）により生じた残余財産は上部団体に帰属する。

第十二条（細則の改廃）

この細則の改廃は、強化会議で起案し、上部団体の理事会の承認を得て行う。

（附 則）

2012年11月10日	制定
2017年5月18日	上部団体理事会において改訂
2019年8月13日	上部団体理事会において改訂